

大丈夫ですか??

イベントの火気管理

平成25年8月、京都府福知山市の花火大会で火災が発生し、多数の方が犠牲となりました。

祭礼や縁日、花火大会等は、火気を取扱う店舗が数多く出店され、又周囲に可燃物が多いばかりか、訪れる人の数も多いため、ひとたび火災が発生すれば、大惨事に繋がるおそれがあります。



火災予防条例の一部が改正されました

【平成26年7月1日施行】

消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会等の不特定多数の者が集合する催しの開催の際、コンロ、ストーブ等を使用する者は**消火器**を適切に準備したうえで使用すること。（住宅用消火器やエアゾール式消火器は除く）

（尼崎市火災予防条例第19条～第22条関係）



業務用消火器



住宅用消火器・
エアゾール式消火器

露店等の開設届

祭礼、縁日、花火大会等の不特定多数の者が集合する催しの開催の際、コンロ、ストーブ等を使用する**露店、屋台等を開設**する者は、予め**消防署へ届出**ること。

（尼崎市火災予防条例第56条関係）



屋外の催しのうち、大規模なものであって火災発生時の危険性が高いとして消防長が指定するものを主催する者は、防火担当者を定めて火災予防に関する計画書を作成し、消防署長へ届出する必要があります。

（尼崎市火災予防条例第52条の2、第52条の3関係）

【お問い合わせ】

消防局 予防課 06-6481-3964

中消防署 06-6401-0119

西消防署 06-6411-0119

東消防署 06-6494-0119

北消防署 06-6421-0119

尼崎市消防局